別紙２

入退院届用

様式 39-1（法第 53 条の 11 関係）

年　　月　　日

茅ヶ崎市保健所長　様

管　理　者　名　　　　　　　　　　　印
医療機関の所在地
医 療 機 関 名
電　話　番　号

# 遅　延　理　由　書

・入退院の日　　　　　　　　年　　月　　日
・入退院届提出日　　　　　　年　　月　　日

〔遅延の理由及び改善策〕

※参考
・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第 53 条第 11 項（管理者の届出）
病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、７日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。